

プロポーザル方式に係る手続開始の公告

高機能消防指令センター整備・保守運用事業者を選定するため、下記により技術提案書の提出を招請します。

令和8年5月12日

福島市長 馬場 雄基

1. プロポーザルの名称

高機能消防指令センター整備・保守運用事業者選定プロポーザル

2. プロポーザルの概要

(1) 目的

本市の消防指令システムの中枢を占める消防指令システム設備（平成30年整備）及び消防救急デジタル無線設備（令和元年整備）、並びにその他の機器については更新から年数が経過し老朽化が進んでいる。

現在の消防指令システム設備や消防救急デジタル無線設備は採用している技術について改良が必要であり、通信指令業務並びに消防・救急活動を遂行する上で更新が必須となった。

また、ICT技術の高度化やICTを取り巻く環境変化を踏まえ、更なる業務効率の向上と安定運用を実現する新たな技術を導入する必要がある。

このため、令和10年4月開庁を目指して整備を進めている「消防本部・福島消防署」新庁舎にあわせて「高機能消防指令センター」を構築することで、大規模災害等の災害に迅速かつ的確に対応できる通信体制を確立するものである。

消防指令システム設備及び消防救急デジタル無線設備について、効率的で操作性に優れた設備を新たに構築するとともに、費用対効果の高い保守体制を含めることで24時間365日安定稼働を担保し、各種災害から市民の生命財産を守る使命を実現するため、業務委託する業者を公募型プロポーザル方式で選定する。

(2) 事業計画（予定）

①高機能消防指令センター整備

期間：契約締結日から令和10年12月28日

内容：「消防本部・福島消防署」新庁舎（福島市霞町1-3ほか）の3階に、新たな

119番通報手段に対応する機能や効率的な情報共有を可能とする機能を付加させた高機能消防指令センターを構築する。併せて、消防防災通信施設となる消防救急デジタル無線新局舎を消防本部・福島消防署新庁舎へ設置し消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新を行い、令和10年4月1日より運用を開始する。

② 十万劫基地局更新ほか

期間：令和10年4月1日から12月28日

内容：新庁舎での高機能消防指令センター運用開始後、十万劫基地局消防救急デジタル無線の更新などを行う。

③ 保守運用・中間更新

期間：令和10年度から令和15年度

内容：構築完了後の1年間は契約不適合責任期間とし、契約不適合責任期間経過後から5年間は保守点検業務期間とする。また、保守業務5年目である令和15年度に中間更新を行うものとする。

(3) 事業内容

① 内 容：高機能消防指令システム、消防救急デジタル無線整備及び保守運用

② 場 所：福島市霞町1-3地内他 福島市の指定する場所

(4) 概算事業費

① 構 築 費：契約締結日から令和10年12月28日

上限額 1,737,000千円(税込)

② 総 運 用 費：令和10年度から令和15年度

上限額 600,000千円(税込)

※通信費、データ・地図更新等を含めた6年間の保守・運用に必要な経費

③ 中間更新費：令和15年度

上限額 250,000千円(税込)

3. 担当部局

福島市消防本部 通信指令課

〒960-8001 福島市天神町14番25号

TEL：024-534-9104 FAX：024-534-0310

メール：sirei@mail.city.fukushima.fukushima.jp

4. 参加資格要件

高機能消防指令センター整備・保守運用事業者選定プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の参加資格要件は、次に掲げる全ての条件に該当し、福島市の参加資格審査に

においてその資格を認められた者とする。

- (1) 福島市の令和8年度業務委託資格者名簿に記載されている者であること。
- (2) 平成30年度以降に元請けとして、管轄人口が10万人以上40万人未満の自治体（広域消防を含む。）に、総務省消防庁が定める高機能消防指令センター総合整備事業Ⅱ型規模以上（連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センター整備を含む。）に対応する装置の納入実績及び平成30年度以降に元請けとして、消防救急デジタル無線設備基準（管轄面積500km²以上1,000km²未満、管轄人口10万人以上30万人未満）以上に対応する設備の納入実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (4) 参加表明書提出時において福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申し立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申し立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申し立てがなされている者（ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた者を除く。）でないこと。

5. 参加表明に関する説明書（技術提案作成要領等）の交付方法及び交付場所

(1) 交付方法

福島市ホームページからダウンロードとする。

(2) 交付場所

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/shigoto-sangyo/nyusatsu-keiyaku/2/3/index.html>

（ホーム>しごと・産業>入札・契約>入札公告>その他公告）

6. 参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出書類

- ①公募型プロポーザル方式参加表明書（様式1-1）
- ②会社概要（様式1-2）
- ③事務所の資格要件（様式1-3）
- ④事務所の業務実績（様式1-4）
- ⑤実績として様式1-4に記載した業務の契約書の写し

(2) 提出期間

令和8年5月13日（水）から令和8年6月3日（水）まで

（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く）

受付は、午前9時から正午及び午後1時から4時までとする。

(3) 提出場所

福島市消防本部 通信指令課

(4) 提出方法
提出期間内に、郵送又は事前連絡の上持参すること。

(5) 提出部数
1部

7. 参加表明に伴う質問書の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出期間

令和8年5月13日(水)から令和8年5月22日(金)まで
(期間中の土曜日、日曜日を除く)

受付は、午前9時から正午及び午後1時から4時までとする。

(2) 提出場所

福島市消防本部 通信指令課

(3) 提出方法

説明書等に関して質問がある場合は、参加表明に関する質問書(様式1-5)を作成し、電子メール又はFAXにより送信することとし、送信後は受信確認のため、送信した旨を併せて電話で必ず連絡すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(4) 回答方法

福島市ホームページに令和8年5月27日(水)に掲載する。(個別の回答は行わない。)

8. 参加資格の審査及び結果の通知

(1) 担当部局は、参加表明書を「4. 参加資格要件」により審査し、その結果を令和8年6月9日(火)に通知する。

(2) 参加資格を認定したすべての参加表明者に対して、公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書及び技術提案書提出要請書により技術提案書の提出を要請する。

(3) 様式1-3及び1-4に記載された内容については、技術提案書を特定する場合の評価項目に加えることとする。

9. 技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出書類

① 技術提案書(様式2-1)

② 技術提案説明書(様式2-2)

技術提案説明書には下記の資料を別に添えること。

ア システム構築体制図(様式は任意)

イ 運用保守体制図(様式は任意)

ウ 指令室内レイアウト図(様式は任意)

エ 機器構成表(様式2-3)

オ 業務見積書（税込）（様式2-4、様式2-5）

（ア）構築費

（イ）契約不適合責任期間に見込まれる通信費等、契約不適合責任対象外の運用経費

（ウ）契約不適合責任期間を除く保守期間5年間に見込まれる保守費（通信費等を含む、1年毎）、概算平均額、概算総運用費

（エ）中間更新に係る概算額

カ 機能概要書（様式2-6）

※ 説明を求める項目については簡明に記載すること。

③ 主任技術者の業務実績（様式2-7）

④ 技術者の資格の免許証の写し

⑤ 実績として様式2-7に記載した業務の契約書の写し

⑥ 提出書類一式の電子ファイルを保存したCD-R等の記録媒体

(2) 提出期間

令和8年5月13日（水）から令和8年6月16日（火）まで
受付は、午前9時から正午及び午後1時から4時までとする。

(3) 提出場所

福島市消防本部 通信指令課

(4) 提出方法

提出期間内に、郵送又は事前連絡の上持参すること。

(5) 提出部数

各1部（ただし技術提案説明書（様式2-2）及びその添付資料については各13部）

10. 技術提案書作成に伴う質問書の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出期間

令和8年5月13日（水）から令和8年5月22日（金）まで
受付は、午前9時から正午及び午後1時から4時までとする。

(2) 提出場所

福島市消防本部 通信指令課

(3) 提出方法

技術提案書作成に関して質問がある場合は、技術提案に関する質問書（様式2-8）を作成し、電子メール又はFAXにより送信することとし、送信後は受信確認のため、送信した旨を併せて電話で必ず連絡すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(4) 回答方法

福島市ホームページに令和8年6月1日（月）に掲載する。（個別の回答は行わない。）

11. 技術提案書の審査方法

(1) 審査方法

- ① 審査は事業者選定審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行い、技術提案提出者の本事業（又は本計画）に対する理解度並びに取組み意欲及び別紙特定基準に基づく評価事項等により最優秀者及び次点者を選定する。
- ② 一次審査及び二次審査（ヒアリングを含む。）において事業者名は伏せて審査を行うものとする。

(2) 一次審査

- ① 審査委員会は、技術提案書及び参加表明の際に提出された書類等を審査し、各審査委員持点3票により選出し、その合計点数に基づき第二次審査要請者を3者程度選定する。
- ② 合計票が同数となった場合には、審査委員会において、優劣を決する投票を実施し、その投票数の多い順に選定する。

(3) 二次審査

- ① 二次審査要請者に対して審査委員会のヒアリングを公開で実施し、提案内容について別紙特定基準に基づいて各審査委員が採点し審査を非公開で行い、その合計点数により最優秀者及び次点者を選定する。
- ② ヒアリングのプレゼンテーションの時間は1提案者あたり25分、質疑の時間を20分とする。なお技術提案者数に応じて変更する場合がある。
- ③ 評価が一定水準に達しない場合は最優秀提案者の選定は行わないものとする。
- ④ ヒアリング実施者には参加報酬（報償費）として1者につき、それぞれ5万円を支払う。

1.2. 審査委員

福島大学行政政策学類教授	西田奈保子
日本大学工学部情報工学科助教	伊藤 真
福島カラー印刷株式会社取締役部長	國嶋 邦子
福島市消防本部消防長	渡辺 祐一
福島市政策調整部デジタル改革室長兼デジタル推進課長	蛭田 順一

1.3. 費用負担

参加表明書及び技術提案書の作成に係る費用は提出者の負担とする。

1.4. 選定後の業務内容

福島市は、最優秀となった者と高機能消防指令センター整備業務委託の契約交渉を行う。ただし、最優秀者との契約が不調となった場合は次点者との交渉を行うものとする。

(1) 委託名

高機能消防指令センター整備業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和10年12月28日(木)まで(予定)

(3) 業務内容

別紙「高機能消防指令センター整備事業 要求水準書」のとおり。

(4) その他

プロポーザルは業務委託適格者を選定するものであることから、具体的な業務内容は技術提案書等に記載された内容を反映しつつも、発注者との協議に基づいて実施することとする。また、コスト縮減・機能向上を図るために協議を行う予定である。

15. その他の事項

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

(4) プロポーザル審査委員会の審査委員が関係する研究所に所属する者は参加できない。

(5) プロポーザル関係者と不正な接触等を行ったものは失格とする。

(6) 技術提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは失格とする。

(7) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。ただし、最優秀者の技術提案書に限り公表するものとする。

(8) 参加表明書及び技術提案書は返却しない。

(9) 参加表明者、技術提案書提出要請者及び二次審査要請者、最終結果(最優秀者、次点者)、二次審査結果(事業者名は伏せる・評価点など)、審査評価は、原則として公表する。なお、参加資格者が1者の場合、参加表明者、技術提案書提出要請者及び二次審査要請者は非公表とする。

(10) 参加表明書及び技術提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの福島市の承諾を得なければならない。

(11) 公開ヒアリングを実施する場合は、原則としてヒアリング参加者の技術提案書について、写真等による撮影を禁止の上、一般聴講者に開示を行う。なお、同業・他社の聴講は認めない。

16 プロポーザルに関する全体スケジュール（予定）

項 目	期 日 又 は 期 間
公募開始（公告）	令和8年5月12日（火）
参加表明及び技術提案書に関する質問書の受付期間	令和8年5月13日（水）から 令和8年5月22日（金）まで
参加表明書に関する質問への回答 回答方法	令和8年5月27日（水） 本市ホームページに掲載する
技術提案書に関する質問への回答 回答方法	令和8年6月1日（月） 本市ホームページに掲載する
参加表明書の提出期限	令和8年6月3日（水）まで
参加資格決定の通知	令和8年6月9日（火）
技術提案書の提出期限	令和8年6月16日（火）
一次審査	令和8年6月29日（月）予定
一次審査結果の公表・通知	令和8年7月8日（水）予定
二次審査	令和8年7月27日（月）予定
二次審査結果の公表・通知	令和8年8月17日（月）予定
契約締結	令和8年9月予定
業務開始	令和8年10月予定

特定基準

No.	審査項目	評価事項	最高点	項目満点
1	事業者実績 (書類審査)	消防指令システム構築実績 Ⅱ型以上・共同運用含む	5.0	10.0
		消防救急デジタル無線構築実績	5.0	
2	配置予定の技術者の能力 (書類審査)	経験・同種業務	10.0	10.0
3	事業者の能力 (ヒアリング)	取組意欲	10.0	20.0
		理解度・実現度	10.0	
4	各テーマに対する技術提案 (書類審査・ヒアリング)	テーマ1 システム強化	20.0	120.0
		テーマ2 移設	20.0	
		テーマ3 業務効率化	20.0	
		テーマ4 B C P	20.0	
		テーマ5 安定稼働	40.0	
		1) 見積額評価	140.0	240.0
		2) 技術能力評価	50.0	
		3) 保守能力評価	50.0	
			総評点	400.0